

南越前町 地域公共交通計画

平成25年3月

南越前町

- 目 次 -

序．計画策定の背景と目的	1
1．背景と目的	1
2．計画の位置づけ	1
3．対象となる区域と交通機関	2
4．計画期間	2
．概況の整理	3
1．地勢	3
2．人口・世帯	4
3．移動特性	9
4．交通事故	11
5．公共公益施設	12
．地域公共交通の運行状況	15
1．地域公共交通の概要	15
2．各路線の運行状況	23
．住民ニーズの整理	33
1．アンケート調査概要	33
2．調査結果の概要	34
．上位関連計画	41
1．上位関連計画	41
2．関連プロジェクト	42
．地域公共交通の課題	43
．地域公共交通の基本方針	44
1．将来目標	44
2．基本方針と目標値	45
．運行計画の見直し	47
1．運行内容見直しの方針	47
2．見直し方針に基づく変更計画	49
3．運行見直し計画	51

． 利便性向上と意識啓発	55
1．バス利用に不慣れな方への周知と利用支援	55
2．地域に親しまれるバス環境の創出	56
3．商店・事業所や各種団体との連携による利用促進	58
4．地域で公共交通を支える仕組みづくりの推進	59
5．運賃補助制度の維持・充実	60
． 実現化に向けて	62
1．総合的な連携による施策の具体化	62
2．計画の進捗管理や見直しの実施	62
参考資料	63
1．南越前町地域公共交通会議委員名簿	63
2．検討経緯	64

序 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

南越前町は、平成 17 年 1 月に旧南条町、旧今庄町、旧河野村の 2 町 1 村が合併し誕生しました。町内には、南条福祉バスや今庄住民利用バスなどの様々なバスが町民の重要な生活交通手段として機能していますが、合併以前の各地域独自のサービス水準を維持する形態となっており、地域間格差の是正が緊急の課題となっています。また、利用者の減少によって、行政負担が増加している状況にあり、維持存続が重要な課題となっています。

また南越前町では、市街地・集落が分散しており、小規模な集落が田園・中山間地域に数多く点在しているなか、平成 22 年 10 月時点の人口が 11,551 人（国勢調査）であり、人口減少と少子高齢化が進んでおり（4 頁参照）、高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯が増加すると想定されています。

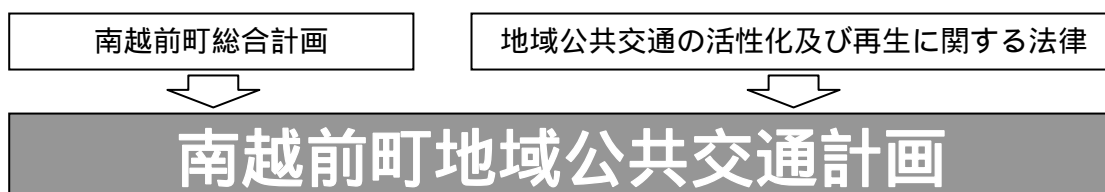
このような状況下において、「南越前町総合計画（平成 19 年 3 月）」では“海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町”を基本理念として掲げており、鉄道とバス相互の連携のとれた公共交通のネットワーク、ならびに町民と行政および民間バス事業者の連携による交通体系の整備を目指しています。

このため、本町では本格的な高齢化社会の到来に備えて、地域の実態に応じて将来にわたって持続可能な地域公共交通を実現するため、地域住民はもとより交通事業者、関係行政機関、学識経験者などによる「南越前町地域公共交通会議」の協議を経て、「南越前町地域公共交通計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

平成 19 年 10 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」は、公共交通の問題を地域の問題として捉え、市町村が中心となって関係者とともに総合的に検討し、合意形成を図り、長期的に持続できる公共交通の実現に向けて取り組むことが重要であるという基本的な考え方を示しており、そのような取り組みに対して国も支援するとしています。

本計画は、「南越前町総合計画」を上位計画とし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に即し、長期的な視野に立って町のあるべき地域公共交通の将来像を描き、住民や事業者との協働を促しつつ、持続可能な地域公共交通を実現していく方向性を示す計画として位置づけます。



3 . 対象となる区域と交通機関

本計画の対象区域は南越前町全域とし、対象交通機関は南越前町民の身近な足として不特定多数（要登録含む）が利用できる地域公共交通（バス交通）とします。

なお、施設管理者（花はす温泉そまやま、今庄 365 温泉やすらぎ、ウォーターランド南条）が運行している施設利用者専用の送迎バスは除外します。

対象交通機関（バス交通）

バス名称	運行主体
南条福祉バス 【日野川東部、日野川西部】	南越前町
今庄住民利用バス 【宅良湯尾線、広野孫谷線、大桐線】	南越前町
コミュニティ連絡バス	南越前町
河野診療所バス	南越前町
社協福祉バス 【湯尾方面、宅良方面、鹿蒜方面、堺方面】	社会福祉協議会
王子保河野海岸線	福井鉄道

4 . 計画期間

本計画の目標年次は、国道 305 号ホノケ山トンネル開通（平成 26 年 3 月見込み）を見据えつつ、「南越前町総合計画」の目標年次との整合を図り、平成 27 年度末（平成 28 年 3 月）までの 3 年間とします。